

平成 30 年度定期監査の結果に関する報告
(平成 31 年 4 月 19 日付け浜田市監査委員告示第 8 号)
に基づいて浜田市教育長が講じた措置の公表

浜田市監査委員

定期監査の結果に基づく改善等の措置について

第6 監査の結果

7 教育部

	指 摘 事 項	措 置 状 況
(5)文化振興課	<p>ア 契約事務について</p> <p>石央文化ホール舞台照明等改修工事において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の性質又は目的が競争入札に適さないものとして、浜田市随意契約ガイドライン第2号(2)②イ「既設部分と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある設備、機器等の増設、改良(改修)、補修(修繕)等の工事(業務)を行うとき」の規定を理由とし、竣工時の舞台照明装置の設計・施工業者に対し随意契約を行っていた。有資格者名簿に登載されている舞台照明機器設備・保守点検業者は数社あり、随意契約の理由として乏しく、公平性、競争性による経済性の確保が懸念される。ガイドラインの留意事項にあるように、発注担当課は「随意契約は契約の例外である」という認識を持ち、競争入札を原則として選択すべきものであるから、随意契約を採用する前に業者選定の公平性・経済性が十分確保され、市民に対する説明責任が果たせる理由かどうか精査されたい。</p>	<p>1 石央文化ホール舞台照明等改修工事において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の2第1項第2号及び浜田市随意契約ガイドライン第4号(2)②イの規定により、竣工時の舞台照明装置の施工業者と随意契約を行った理由については、当該舞台照明は特殊機器で構成されていること及び一部の既設機器を残置の上、システムを再構築する必要性があり、専門的な知識及び既設機器の状況を熟知し、連動運用動作の保証等の確実な施工が求められ、その特殊性から他の事業者による施工は技術的に極めて困難であったためであることから、当該契約方法は適正であったと思料する。</p> <p>しかしながら、当該工事にあつては、工事施工何の随意契約の理由が明確に示されていなかったことが指摘を受ける要因となったと思料するため、今後は当該理由を明確に示すよう努めることとする。</p> <p>2 施設の改修工事等を行う場合は、安易に施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約を行うことなく、事案ごとに真に当該随意契約とすべき事案かを精査するものとする。</p>